

令和4年第1回定例会
群馬県後期高齢者医療広域連合議会
会議録

会期

令和4年2月9日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

令和4年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録目次

会期及び会場	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議事日程	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
本日の会議に付した事件	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
出席議員氏名	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
欠席議員氏名	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
説明のため出席した者	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
職務のため出席した広域連合事務局職員	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
開 会	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
開 議	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
諸般の報告	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第 1	議席の指定 ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第 2	会議録署名議員の指名 ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第 3	会期の決定 ・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日程第 4	議会議案第 1号 群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部 を改正する規則について・・・・・・・・	4
日程第 5	議案第 1号 群馬県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改 正する条例について・・・・・・・・	4
	提案理由の説明 加藤事務局長 ・・・・・・・・	5
日程第 6	議案第 2号 群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員 の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条 例について・・・・・・・・	6
	提案理由の説明 加藤事務局長 ・・・・・・・・	6
日程第 7	議案第 3号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に 関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	6
	提案理由の説明 加藤事務局長 ・・・・・・・・	7
日程第 8	議案第 4号 令和3年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高 齢者医療特別会計補正予算（第2号）・・・・・・・・	9
	提案理由の説明 加藤事務局長 ・・・・・・・・	9
日程第 9	議案第 5号 令和4年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会 計予算	
日程第 10	議案第 6号 令和4年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高 齢者医療特別会計予算	
	以上2議案の一括上程 ・・・・・・・・	11
	提案理由の説明 清水広域連合長 ・・・・・・・・	11

	提案理由の詳細説明 加藤事務局長	12
日程第11	議案第7号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議 について	16
	提案理由の説明 加藤事務局長	16
日程第12	議案第8号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団 体の数の増加及び規約の変更について	17
	提案理由の説明 加藤事務局長	17
閉会		18
会議録署名議員		20
参考資料		
	議案等審議結果一覧表	24

令和4年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

◎会期 1日：令和4年2月9日（水曜日）

◎会場 前橋市元総社町335番地8 群馬県市町村会館2階 大会議室

◎議事日程 第1号

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 議会議案第 1号 群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部
を改正する規則について

日程第 5 議案第 1号 群馬県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改
正する条例について

日程第 6 議案第 2号 群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

日程第 7 議案第 3号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 4号 令和3年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医
療特別会計補正予算（第2号）

日程第 9 議案第 5号 令和4年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第10 議案第 6号 令和4年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医
療特別会計予算

日程第11 議案第 7号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議につ
いて

日程第12 議案第 8号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の
数の増加及び規約の変更について

◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

◎出席議員（17名）

1番 横山勝彦

2番 富田公隆

3 番 白 石 隆 夫	4 番 片 貝 喜 一 郎
5 番 北 川 久 人	6 番 吉 山 勇
8 番 久 保 健 二	9 番 野 村 晴 三
10 番 望 月 昭 治	11 番 大 久 保 協 城
12 番 壁 田 賢 二	13 番 吉 岡 完 司
14 番 古 田 島 和 茂	15 番 岩 崎 信 幸
16 番 茂 木 栄 一	18 番 星 野 栄 二
19 番 今 村 好 市	

◎欠席議員（2名）

7 番 斎 藤 光 男	17 番 山 本 隆 雄
-------------	--------------

◎説明のため出席した者

広域連合長	清 水 聖 義	副広域連合長	茂 原 莊 一
事務局長	加 藤 正 寛	事務局次長	秋 山 泰 行
管理課長	石 橋 政 幸	給付課長	伊 部 智 恵
保健事業課長	高 井 春 絵		

◎職務のため出席した広域連合事務局職員

議会書記長	小 此 木 諭	議会書記	秋 山 欣 之
議会書記	藤 本 真 央	主任	桑 原 聡 子
主 幹	松 井 崇 広	主任	小 林 瑛 司

◎開 会

午前 11 時 10 分

○ 議長（野村晴三議員）

ただいまの出席議員は 17 名で定足数に達しております。

これより、群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和 4 年第 1 回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました第 1 号のとおりであります。

◎開 議

○ 議長（野村晴三議員）

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の欠席通告者は、太田市の斎藤光男議員、中之条町の山本隆雄議員であります。

◎諸般の報告

○ 議長（野村晴三議員）

議事日程に入る前に、議会書記から諸般の報告をいたします。

○ 議会書記（秋山欣之）

令和3年第2回定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

はじめに、議会の議員の異動について申し上げます。

選挙区分13玉村町選出の三友美恵子議員が任期満了で退任されました。

次に、欠員に伴う広域連合議会議員選挙が行われ、新たに選挙区分13吉岡町選出の岩崎信幸議員が当選されました。

次に、議会議案として、お手元にご配付の議会議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について」の提出がありました。

次に、監査委員から、令和3年7月執行分から12月執行分までの現金出納検査の結果報告及び定期監査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、ご承知おきください。

また、本定例会の説明員として、地方自治法第121条の規定により、広域連合長等執行部の出席を求めています。

以上でございます。

◎議席の指定

○ 議長（野村晴三議員）

日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、新たに当選されました岩崎信幸議員の議席を15番に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○ 議長（野村晴三議員）

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、8番久保健二議員、10番望月昭治議員、以上の2名を指名いたします。

◎会期の決定

○ 議長（野村晴三議員）

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（野村晴三議員）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決まりました。

◎議会議案の上程

○ 議長（野村晴三議員）

次に、日程第4、議会議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

ただいま上程いたしました議会議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（野村晴三議員）

ご異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決まりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村晴三議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村晴三議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議会議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（野村晴三議員）

起立議員全員です。よって、議会議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎条例議案の上程

○ 議長（野村晴三議員）

次に、日程第5、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（加藤正寛）

議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書1ページ、議案第1号についてでございますが、別冊説明資料の1ページをご覧ください。

改正の理由でございますが、現金出納検査の検査期日について、地方自治法第235条の2の規定に合わせる等、所要の改正を行うものでございます。

主な内容でございますが、現金出納検査に係る検査期日等の規定について、地方自治法第235条の2の規定に合わせる改正を行い、併せて、定期監査に係る規定、随時監査に係る規定及び請求又は要求による監査に係る規定の文言整理を行うものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第1号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（野村晴三議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村晴三議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村晴三議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（野村晴三議員）

起立全員。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○ 議長（野村晴三議員）

次に、日程第6、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（加藤正寛）

議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ、議案第2号についてでございますが、別冊説明資料の3ページをご覧ください。

改正の理由でございますが、令和4年度以降における会計年度任用職員の期末手当の1回の支給割合について、群馬県の会計年度任用職員の期末手当の支給割合の引き下げに準じたものにするため、所要の改正を行うものでございます。

主な内容でございますが、令和4年度以降における会計年度任用職員の期末手当の1回の支給割合について、1.275月分から1.20月分に改めるものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第2号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（野村晴三議員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村晴三議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村晴三議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（野村晴三議員）

起立全員。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○ 議長（野村晴三議員）

次に、日程第7、議案第3号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する

る条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（加藤正寛）

議案第3号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ、議案第3号についてでございますが、別冊説明資料の5ページをご覧ください。

改正の理由でございますが、保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項の規定により、財政の均衡を保つことができるよう、2年に1度、見直しを行うこととされております。令和4年度及び令和5年度の保険料率について、今後予想される被保険者数や医療費の動向、国から示される基礎数値などを踏まえて、算定を行い、その結果、保険料率の引き上げが必要となったもので、また、保険料の賦課限度額について、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

主な内容でございますが、令和4年度及び令和5年度の保険料率について、所得割率を、現行の100分の8.6から100分の8.89に、被保険者均等割額を、現行の4万3,600円から4万5,700円とし、また、賦課限度額を64万円から66万円とするものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日でございますが、改正後の規定につきましては、議案書3ページの一番下の附則に記載がありますとおり、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第3号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（野村晴三議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（野村晴三議員）

19番、今村好市議員。

○ 19番（今村好市議員）

19番今村です。保険料率の改定につきましては、被保険者数の急増等によりやむを得ないものと考えております。そんな状況の中で、私どもの館林邑楽地区においては県

境の地域でありまして、近県の状況が情報として被保険者に対して入ってくることもありますので、特に茨城県、栃木県、埼玉県の改定状況がわかりましたらお教えいただければありがたいと思います。

○ 議長（野村晴三議員）

事務局長。

○ 事務局長（加藤正寛）

現在、2年に1度の見直しということで全国の広域連合で令和4年度5年度の検討を行っているところでございまして、最終的な確定といたしますか、他の広域連合でどのような幅での改定となるかというところについて、最終的な、正式なところは確認ができないところでございますが、現行の令和2年度3年度の状況につきましては、近県でいますと、隣の栃木県並み、茨城県よりは現状の数字は低いという状況でございます。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（野村晴三議員）

19番、今村好市議員。

○ 19番（今村好市議員）

今回2年に1度の見直しでありますので、近県についても改定することについては、間違いなく改定するということでしょうか。

○ 議長（野村晴三議員）

事務局長。

○ 事務局長（加藤正寛）

状況によりましては、据え置きできる広域連合もあれば、引き上げをせざるを得ない広域連合もあるのかなというような状況だと思いますけれども、具体的にどこの広域連合がというところは、すみません、詳細なデータを持ち合わせていないところでございます。

○ 議長（野村晴三議員）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村晴三議員）

質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村晴三議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長（野村晴三議員）

起立全員。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎補正予算議案の上程

○ 議長（野村晴三議員）

次に、日程第8、議案第4号「令和3年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（加藤正寛）

議案第4号「令和3年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の7ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億724万9千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ、2,579億6,381万4千円とするものでございます。

内容につきましては、「事項別明細書」により、ご説明申し上げます。

14ページ、15ページをご覧ください。

主な歳入について、ご説明申し上げます。

1款1項2目の「保険料等負担金」ですが、4億6,833万2千円減額するものでございます。

この内訳ですが、説明欄に記載の「保険料負担金」は、市町村が徴収した保険料ですが、実績の見込みによりまして、2億5,045万4千円減額し、その下の「保険基盤安定負担金」は、低所得者等の保険料法定軽減分を県負担金と併せて市町村が負担するものでございますが、決算見込みによりまして、2億1,787万8千円減額するものでございます。

次に、2款の「国庫支出金」ですが、1項2目の「高額医療費負担金」は、歳出の「高額療養費」の決算見込みによりまして、2億736万8千円増額するものでございます。

2項1目の「調整交付金」は、4,680万3千円減額するものでございます。

この内訳ですが、説明欄に記載の「普通調整交付金」は、決算見込みによりまして、4,877万2千円減額し、「特別調整交付金」は、新型コロナウイルス感染症による保険料減免などが交付対象になりますことから、196万9千円増額するものでございます。

次に、3款「県支出金」、1項2目の「高額医療費負担金」は、国庫支出金の高額医療

費負担金と同額の、2億736万8千円増額するものでございます。

次に、5款の「特別高額医療費 共同事業交付金」は、1件当たり400万円を超える高額な医療費のうち、200万円を超える部分について、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出により、交付を行う共同事業からの交付金ですが、決算見込みによりまして、5,480万円増額するものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをご覧ください。

7款1項1目の「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」は、主に歳出の保険給付費に対する財源として繰り入れるものですが、先ほどの保険料等負担金の減額などを受けまして、1億4,870万4千円増額するものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、18ページ、19ページをご覧ください。

主な歳出について、ご説明申し上げます。

2款の「保険給付費」ですが、これまでの給付実績等をもとに見込みまして、1項1目の「療養給付費」は3億300万円減額し、2目の「訪問看護療養費」は2億200万円増額し、4目の「移送費」は100万円増額し、5目の「審査支払手数料」は2,000万円減額し、2項1目の「高額療養費」は1億円増額し、3項1目の「葬祭費」は2,000万円増額するものでございます。

次に、4款1項1目の「特別高額医療費共同事業拠出金」は、国民健康保険中央会が実施する共同事業への拠出金ですが、決算見込みによりまして、5,780万円増額するものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをご覧ください。

8款1項2目の「償還金」は、過年度における健康診査事業等に対する国庫補助金の額の算定に誤りがあったことから、本来の額となるよう国へ返還するため、国庫支出金返還金4,940万9千円を増額するものでございます。

このほか、18ページから21ページにかけて記載の、2款保険給付費、3款財政安定化基金拠出金、5款保健事業費、7款公債費及び8款諸支出金における財源更正につきましては、財源の組み替えを行うものでございます。

以上で補正予算についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（野村晴三議員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村晴三議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村晴三議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（野村晴三議員）

起立全員。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎予算議案の上程

○ 議長（野村晴三議員）

次に、日程第9、議案第5号「令和4年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第10、議案第6号「令和4年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義）

先立ちまして、先ほどの議案第3号でございますけれども、質問がありましたが、このことについては、各議会が終了後、各県との比較を回答したいと思っております。

ただいま一括上程となりました、議案第5号「令和4年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第6号「令和4年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書、25ページでございます。

まず、議案第5号「令和4年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございますが、第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、8,912万2千円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れの最高額を、1,000万円と定めるものでございます。

一般会計では、議会や事務局の運営に係る予算を計上しております。

次に、議案書43ページでございます。

議案第6号「令和4年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、2,551億6,841万1

千円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れの最高額を、100億円と定めるものでございます。

特別会計は、後期高齢者医療制度の運営に係る予算を計上しておりますが、歳出の99.0%は保険給付費でございます。

歳入は、保険給付費の約5割が市町村、国、県からの公費負担、それから約4割が現役世代からの支援金である支払基金交付金、そして約1割が被保険者からの保険料となっております。

詳細につきましては、事務局から説明をさせていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（野村晴三議員）

事務局長。

○ 事務局長（加藤正寛）

議案第5号「令和4年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきまして、事項別明細書により、主な内容について、ご説明申し上げます。

議案書の32ページ、33ページをご覧ください。

始めに歳入でございますが、1款「分担金及び負担金」8,339万9千円は、一般会計における事務費共通経費の市町村負担金でございます。

次に、3款2項1目「基金繰入金」517万円は、臨時的経費となる財務会計システム更新経費に対して、財政調整基金を充当するため計上しております。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出でございますが、34ページ、35ページをご覧ください。

1款「議会費」77万3千円は、19名の議員報酬などでございます。

次に、2款1項1目「一般管理費」8,122万9千円は、広域連合を運営するための一般管理的な経費でございます。

主な内訳ですが、説明欄に記載してございます12節委託料601万4千円は、庁内ネットワークシステムの運用等に係る経費のほか、先ほど歳入の基金繰入金でご説明いたしました、財務会計システムの更新に係るシステム導入経費を計上しております。

13節使用料及び賃借料935万7千円は、広域連合事務局事務室の賃借料であります建物賃借料690万円が主なものでございます。

17節 備品購入費187万1千円は、財務会計システムの更新に係るハードウェア調達経費などでございます。

18節負担金、補助及び交付金6,069万8千円は、一般会計に係る市町村からの派遣職員8名分の人件費負担金である市町村負担金5,970万円が主なものでございます。

続きまして、36ページ、37ページをご覧ください。

2目の企画費、3目の会計管理費、4目の公平委員会費、5目の諸費、2項1目の選挙管理委員会費及び3項1目の監査委員費など、所要額を計上しております。

続きまして、38ページ、39ページをご覧ください。

一番下の段の6款「予備費」は、前年度と同額の500万円を計上しております。

一般会計につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第6号「令和4年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

議案書の50ページ、51ページをご覧ください。

始めに歳入でございますが、1款「市町村支出金」の1項1目「事務費負担金」6億1,104万5千円は、特別会計における事務費共通経費の市町村負担金でございます。

2目「保険料等負担金」265億3,337万7千円は、説明欄に記載のとおり、市町村が徴収して納付する保険料負担金207億8,121万2千円と低所得者等の保険料法定軽減分を県負担分と併せて市町村が負担する保険基盤安定負担金57億5,216万5千円でございます。

3目「療養給付費負担金」199億5,953万2千円は、療養給付費等の12分の1を市町村において負担するものでございます。

次に、2款「国庫支出金」ですが、1項1目「療養給付費負担金」598億7,859万5千円は、療養給付費等の12分の3を国において負担するものでございます。

2目「高額医療費負担金」11億4,314万7千円は、レセプト1件につき80万円を超える高額な医療費について、一定額を国において負担するものでございます。

2項1目「調整交付金」212億4,086万1千円は、広域連合間における財政力の不均衡などを調整するための国からの交付金でございます。

次に、2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」2億6,871万9千円は、広域連合が実施する健康診査事業等に対する国庫補助金でございます。

続きまして、52ページ、53ページをご覧ください。

一番上から2つ目の段の丸印がついた「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」は、所得の低い被保険者等に対し特例的に保険料を減額するための財源として交付されてきたものですが、令和2年度をもって特例期間が終了したため、過年度精算分として計上されていた令和3年度予算額の1千円が皆減となり、説明欄に記載のとおり廃目となったものでございます。

3款「県支出金」ですが、1項1目「療養給付費負担金」199億5,953万2千円は、療養給付費等の12分の1を県において負担するものでございます。

2目の「高額医療費負担金」11億4,314万7千円は、レセプト1件につき80

万円を超える高額な医療費について、一定額を県において負担するものでございます。

次に、4款「支払基金交付金」1,016億4,940万1千円は、社会保険診療報酬支払基金が、各保険者から徴収する現役世代からの支援金を後期高齢者交付金として、広域連合に交付するものでございます。

次に、5款「特別高額医療費共同事業交付金」1億6,830万円は、1件あたり400万円を超える高額な医療費のうち、200万円を超える部分について、国民健康保険中央会が、各広域連合からの拠出により交付を行う共同事業からの交付金でございます。

続きまして、54ページ、55ページをご覧ください。

7款「繰入金」の1項1目「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」22億4,212万円は、主に歳出の保険給付費に対する歳入不足額を補填するために繰り入れるものでございます。

次に、8款「繰越金」は1億円を見込んでおります。

次に、10款「諸収入」ですが、2項1目「預金利子」20万円は、一般会計のみ計上していた歳計現金にかかる預金利子について、運用額の割合に応じて特別会計においても歳入とするため、令和4年度から新たに特別会計に計上しているものでございます。

続きまして、56ページ、57ページをご覧ください。

3項2目の「第三者納付金」2億7,000万1千円は、交通事故などによる傷病等の医療費について、過失割合に応じて加害者から納付されるものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出でございますが、58ページ、59ページをご覧ください。

1款1項1目「一般管理費」6億9,474万8千円は、特別会計の運営に係る委託料、職員人件費負担金など、一般管理的な経費でございます。

主な内訳ですが、説明欄にございます11節役務費の通信運搬費9,573万1千円は、医療費のお知らせや支給決定通知などの発送にかかる郵便料でございます。

その下の手数料6,908万6千円は、健診データの管理など、国保連等に支払う事務手数料でございます。

12節の委託料3億3,878万2千円は、被保険者証の作成、レセプト点検、電算処理システムの運用などに係る委託料でございます。

18節負担金、補助及び交付金の市町村負担金1億2,070万円は、特別会計に係る市町村からの派遣職員19名分の人件費負担金でございます。

次に、2款の「保険給付費」2,525億6,420万1千円は、療養給付費等の療養諸費のほか、60ページになりますが、高額療養費、葬祭費などがございます。

次に、3款「財政安定化基金拠出金」は、保険料の未納や給付の増加による財政への

影響に対処するため、県に設置されています財政安定化基金へ、国・県・広域連合が、それぞれ3分の1を拠出するものでございますが、保険料上昇抑制のため、令和4年度は拠出しないことといたしたく予算額を1千円とするものでございます。

次に、4款「特別高額医療費共同事業拠出金」1億6,844万5千円は、1件当たり400万円を超える高額な医療費のうち、200万円を超える部分について、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出により交付を行う共同事業への拠出金でございます。

次に、5款「保健事業費」の1項1目「健康診査費」11億7,058万9千円は、市町村に委託して実施する健康診査事業に係る委託料でございます。

続きまして、62ページ、63ページをご覧ください。

2目の「その他健康保持増進費」3億9,205万1千円は、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施に係る市町村への委託料や市町村が実施する人間ドック助成事業への補助金などでございます。

3目の「歯科健康診査費」3,775万2千円は、歯科健康診査に係る群馬県歯科医師会への委託料でございます。

次に、8款諸支出金の1項1目「保険料還付金」3,000万円は、各市町村において、過年度に納付された保険料の還付が発生した場合の還付金でございます。

続きまして、64ページ、65ページをご覧ください。

9款「予備費」1億円は、不測の支出に備えまして、前年度と同額を計上しております。

以上で令和4年度当初予算のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（野村晴三議員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村晴三議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村晴三議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、採決を行います。

はじめに、議案第5号「令和4年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長（野村晴三議員）

起立全員。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「令和4年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長（野村晴三議員）

起立全員。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎規約変更協議の上程

○ 議長（野村晴三議員）

次に、日程第11、議案第7号「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（加藤正寛）

議案第7号「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について」ご説明申し上げます。

議案書67ページをご覧ください。

群馬県市町村総合事務組合は、当広域連合が、議会の議員その他非常勤職員の公務上の災害に対する補償事務を共同処理するため、加入している組合でございますが、このたび規約を変更する必要が生じたため、協議を行うものでございます。

協議の内容について、ご説明申し上げます。

別冊説明資料の7ページをご覧ください。

2 主な内容に記載してございますが、(1)として、桐生地域医療組合が群馬県市町村総合事務組合の組織団体として残りながら、常勤の職員に係る退職手当支給事務の共同処理のみを終了するための文言整理を行うこと、(2)として、令和4年3月31日をもって、桐生地域医療組合が常勤の職員に係る退職手当の支給事務の共同処理を終了するため、別表第2の1の項から桐生地域医療組合を除くこと、(3)として、令和4年4月1日から邑楽館林医療事務組合の名称が邑楽館林医療企業団に変更されるため、別表第1及び別表第2の5の項中「邑楽館林医療事務組合」を「邑楽館林医療企業団」に変更すること、の3点でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第7号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（野村晴三議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村晴三議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村晴三議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（野村晴三議員）

起立全員。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○ 議長（野村晴三議員）

次に、日程第12、議案第8号「群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（加藤正寛）

議案第8号「群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について」ご説明申し上げます。

議案書69ページをご覧ください。

群馬県市町村公平委員会は、効率的な公平委員会を運営するため、群馬県内の市町村や一部事務組合が共同設置している委員会で、当広域連合も加入しておりますが、このたび規約を変更する必要性が生じたため、協議を行うものでございます。

協議の内容について、ご説明申し上げます。

別冊説明資料の20ページをご覧ください。

2 主な内容に記載してございますが、(1)として、令和4年4月1日から館林市を規約別表の共同設置する団体に加えること、(2)として、令和4年4月1日から邑楽館林医療事務組合の名称が邑楽館林医療企業団に変更されるため、規約別表中「邑楽館林医

療事務組合」を「邑楽館林医療企業団」に変更すること、(3)として、令和4年4月1日から規約別表の共同設置する団体について、建制順に従い掲載順を一部変更するため、規約別表中「群馬県後期高齢者医療広域連合 吾妻環境施設組合」を「吾妻環境施設組合 群馬県後期高齢者医療広域連合」に変更すること、の3点でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第8号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（野村晴三議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村晴三議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村晴三議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（野村晴三議員）

起立全員。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○ 議長（野村晴三議員）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

◎閉 会

○ 議長（野村晴三議員）

これをもちまして、群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和4年第1回定例会を閉会いたします。大変お疲れ様でございました。

午前11時56分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年2月9日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 野 村 晴 三

議 員 久 保 健 二

議 員 望 月 昭 治

参 考 资 料

議案等審議結果一覧表

【会期 令和4年2月9日（水） 1日】

事件番号	件名	審議結果
議会議案 第1号	群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について	可 決
議案 第1号	群馬県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例について	可 決
議案 第2号	群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	可 決
議案 第3号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	可 決
議案 第4号	令和3年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	可 決
議案 第5号	令和4年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	可 決
議案 第6号	令和4年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	可 決
議案 第7号	群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	可 決
議案 第8号	群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について	可 決